超深地層研究所安全確認委員会の設置について次のとおり定める。

平成10年6 月2 日

岐阜県知事 瑞浪市長 土岐市長

超深地層研究所安全確認委員会の設置について

(設置)

第1条 岐阜県、瑞浪市及び土岐市(以下「関係自治体」という。)は、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)が設置する超深地層研究所(以下「研究所」という。)について、平成7年12月28日に締結した東濃地科学センターにおける地層科学研究に係る協定書第1項に規定する事項を確認するため、超深地層研究所安全確認委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 原子力機構に対して必要な報告を求めること。
 - (2) 研究所の立入調査を必要に応じ行うこと。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか目的達成に必要な事項
- 2 前項第2号の研究所の立入調査については、委員会で推薦し、委員長が 指名する者を同行させることができる。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長のほか委員15名以内をもって組織する。
- 2 委員長は、瑞浪市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、岐阜県知事及び土岐市長が指名するものをもって充てる。

- 4 委員は、次の各号に掲げる者の中から委員長が任命及び委嘱する。
 - (1) 瑞浪市及び土岐市の長が推薦する住民代表
 - (2) 瑞浪市及び土岐市の議会の推薦する議員
 - (3) 関係自治体の長が任命する職員
 - (4) 学識経験者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか委員長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補 欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。また、委員長は関係自治体からの要請により会議を開催することができる。
- 2 委員会は委員の半数以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決する。
- 4 委員長は必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、審議検討に参加させることができる。

(関係者に対する協力要請)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の結果を関係自治体に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、瑞浪市企画部学園都市推進室に事務 局を置く。 (委任)

第9条 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- この要綱は、平成10年6 月2 日から施行する 附 則
- この要綱は、平成10年11月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成15年 8月19日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年 8月 1日から施行する。